

防火壁装材料の施工共通仕様

制定 平成 22 年 7 月 13 日

最終改正 平成 27 年 7 月 15 日

第 1 章 一般事項

1. 1 適用範囲

本共通仕様書は、一般社団法人 日本壁装協会（以下「協会」という。）の壁紙品質情報管理システムに登録している壁紙で、防火壁装材料の認定仕様に基づく施工を適法に行うための共通の注意事項をまとめたものである。

1. 2 張り工法

張り工法は直張りを原則とする。

1. 3 使用する防火壁装材料の確認事項と注意点

1. 3. 1 シックハウス対策品であること

建築基準法上、居室に使用できる壁紙はシックハウス対策品でなければならない。このことは防火材料であるか否かに優先するため、以下の表示を確認する。

(1) 使用する壁紙や接着剤が J I S マーク表示品またはホルムアルデヒド発散等級の大臣認定を受けたものであるかどうかの確認（F☆☆☆☆の表示マークの確認）

(2) 下地基材のホルムアルデヒド発散等級の確認

1. 3. 2 防火壁装材料の確認

次の事項に注意する。

(1) 下地基材との組合せにより認定された防火性能と認定番号

(2) 張り合わせる下地基材の防火性能、ならびに当該下地が平成 12 年建設省告示第 1400 号ならびに 1401 号に示す防火材料であること。(2. 5 並びに別表参照)

ただし認定条件により除かれている下地もあるので確認する。

(3) 認定されている施工方法（直張り、金属板に認められている張り方、接着剤の種類および配合率と塗布量、その他施工方法についての条件など）

(4) 認定を受けた防火壁装材料であっても認定仕様どおりに施工しなければ防火材料とは認められない。

(5) 使用する防火壁装材料が、内装制限の防火性能に適合するものであること。

1. 4 防火壁装材料の表示

防火壁装材料の仕様で仕上げがなされた場合は、同一材料につき一区分ごとに 2 ヶ所以上、協会指定の防火施工管理ラベルを貼付する。

第 2 章 材料類および下地基材

2. 1 登録防火壁装材料の原則的条件

防火壁装材料の品質については、J I S A 6921 の規格に適合し、J I S マーク表示されたもの又はそれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発散量が規制対象外の大臣認定を受けたもの又は第 3 種の大臣認定を受けたものとする。

2.2 下地調整材の原則的条件

品質については、防火性能を損なう恐れのあるもの、有害な化学物質を含有するものを使用しないこと。

2.2.1 パテ

パテは成分中に含まれる有機質量が10%以下、希釈は水によるもので、パテと接する防火壁装材料を浸したり、変色させることのないもので、次のものを用いる。

材料の形態	用途	備考
ペースト状	上塗り	薄付け用に適す
	下塗り	厚付け用に適す
	上塗り・下塗り	薄付け・厚付け可能
粉末状	上塗り	薄付け用に適す
	下塗り	薄付け・厚付け可能
	上塗り・下塗り	薄付け用に適す
ペースト状および粉末状	全面塗布	刷毛、ローラーにて薄付け可能のもの

2.2.2 シーラー

シーラーは耐アルカリ性、耐候性、耐熱性、耐水性があり、下地に対して付着性の良いエマルジョンタイプの製品を用いるのを原則とし、発熱性が確認された日本壁装協会に登録された製品を使用する。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釈
<u>酢酸ビニル系樹脂</u>	エマルジョン(水性)	15%以上	4～9	希釈率が明確にしてあること
<u>アクリル系樹脂</u>	エマルジョン(水性)	15%以上	4～9	
<u>エチレン酢酸ビニル系樹脂</u>	エマルジョン(水性)	15%以上	4～9	
<u>シリコーン系樹脂</u>	液状	100%		原液使用

2.3 接着剤

2.3.1 でんぷん系接着剤

(1) 接着剤は、J I S A 6922 の品質規格に合格し、J I S マーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発散量が規制対象外の大員認定を受けたものとする。

(2) 接着剤の種類と使用法は、下記の種類と状況および防火壁装材料の種類との組合せによって使い分ける。

(3) 接着剤は発熱性の確認された日本壁装協会に登録された製品を使用する。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釈剤	適用
1種でんぷん系接着剤	ペースト・粉末	18%以上	4～8	水	J I S マーク表示品または

2種1号接着剤 (1種の材料に合成樹脂エマルジョンを配合し施工時に希釈して使用するもの)		18%以上	4～8	水	規制対象外の大臣認定品
2種2号接着剤 (1種の材料に合成樹脂エマルジョンを配合し施工時に希釈しないで使用するもの)		12%以上	4～8	無し	

合成樹脂エマルジョンとは、酢酸ビニル樹脂エマルジョン、エチレン酢酸ビニル樹脂エマルジョン、アクリル樹脂エマルジョン等をいう。

2. 3. 2 メチルセルロース系接着剤

日本壁装協会が防火壁装専用品として指定する接着剤を使用する。

2. 4 補強材

補強剤は発熱性の確認された日本壁装協会に登録された製品を使用する。

種類	タイプ	蒸発残分	pH	希釈剤	適用
アクリル系樹脂	エマルジョン (水性)	30%以上	4～8	水	でんぷん系のりとの相溶性がよいこと J I S マーク表示品または規制対象外の大臣認定品 (注)
エチレン酢酸ビニル系樹脂	エマルジョン (水性)	30%以上	4～8	水	
酢酸ビニル系樹脂	エマルジョン (水性)	30%以上	3～6	水	

(注) J A I A (日本接着剤工業会) でF☆☆☆☆の登録をしたものも含む。

2. 5 防火壁装材料の下地基材の種類

防火壁装材料に用いられる下地基材は、平成12年建設省告示1400号(別表1)、同1401号(別表2)で示されたものとする。ただし告示に例示の下地であっても、認定仕様において除かれている下地には施工できない。

第3章 下地調整ならびに施工用接着剤

3. 1 下地調整の共通事項

- (1) 使用する下地調整材は別表2. 2. 1パテならびに2. 2. 2シーラーとする。
- (2) 張替えの際は、壁装材料をきれいに取り除き下地基材が完全に見える状態にしてから施工する。
- (3) その他の仕上げがなされている場合は下地基材を露出させてから施工する。
- (4) 下地基材に応じてパテかけ、シーラー塗布を行なう。

3. 2 金属下地の接着面調整

金属下地の接着面調整は次のいずれかとする。

(1) 日本壁装協会の共同認定に基づく金属下地

日本壁装協会の共同認定に基づく金属下地への施工は以下のとおりとする。

防錆処理剤を使用する場合は、鉛・クロムフリーさび止めペイント（J I S K 5674 又は同組成品）とし、次の(1)、(2)のうちいずれか一仕様とする。

(1) フタル酸系樹脂（油性塗料）：質量 80 g/m²以下（固形換算量 40 g/m²以下）

(2) アクリル系樹脂（水性塗料）：質量 80 g/m²以下（固形換算量 40 g/m²以下）

いずれも希釈せず原液を使用し、平均に塗布する。

(2) 企業個別認定に基づく金属下地

アクリル樹脂エマルジョンシーラー、エチレン酢酸ビニル樹脂エマルジョンシーラー、酢酸ビニル樹脂エマルジョンシーラーのいずれかまたは混合物を平均に塗布する。使用制限量は固形換算量で 50 g/m²を超えないこと。

(3) タック式等既に接着剤が裏面に塗布されている壁紙の下地処理は認定仕様に従うこと。

3. 3 接着剤の配合

接着剤の配合は、J I S A 6922 の品質規格に合格し、J I S マーク表示されたもの、もしくはこれと同等の品質を有し、ホルムアルデヒド発散量が規制対象外の大臣認定を受けた別表 2. 2. 3 に示すでんぷん系接着剤を使用する。下地基材の種類、防火壁装材料の種類によりアクリル系樹脂、エチレン酢酸ビニル系樹脂または酢酸ビニル系樹脂を補強剤（別表 2. 2. 4 に示すものに限る）として混ぜて使う。その際の配合率はでんぷん 80 部に対して 20 部までとし、これを水 30 部で希釈したものを使用する。

3. 4 接着剤使用量

接着剤の使用量は、180 g/m²〔60 g/m²（固形換算量）〕以下であること。その他認定仕様に指定のある場合はこれに従う。

3. 5 共通仕様タック式

タック式は既に接着剤が壁紙裏面に加工されているため、下地調整剤のみ認定仕様に従う。その他の資材類は本共通仕様に示すものを使用し、施工は本共通仕様に基づき準ずる。

以上

(別表 1)

【建設省告示 第 1400 号ならびに国土交通省告示 第 1178 号による改正】

■ 不燃材料を定める件 (平成 12 年 5 月 30 日 建設省告示 1400 号)

建築基準法 (昭和 25 年法律 第 201 号) 第 2 条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令 第 338 号) 第 108 条の 2 各号 (建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条 第一号及び第二号、以下「特定不燃材料」という。但し九及び十一号を除く) に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 繊維強化セメント板
- 六 厚さが 3 ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板
- 七 厚さが 5 ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 八 鉄鋼
- 九 アルミニウム
- 十 金属板
- 十一 ガラス
- 十二 モルタル
- 十三 しっくい
- 十四 石
- 十五 厚さが 12 ミリメートル以上のせっこうボード (ボード用原紙の厚さが 0.6 ミリメートル以下のものに限る。)
- 十六 ロックウール
- 十七 グラスウール板

【告示 1178 号による改正と経過措置】

石綿スレートは平成 16 年 10 月 1 日付けの改正告示 1178 号により、告示 1400 号から除かれたが、「告示 1178 号の施行の日前に製造され、輸入された石綿スレートについては、この告示の施行後も、なお不燃材料と見なす」との経過措置が取られた。

以上

(別表 2)

【告示 第 1401 号】

■ 準不燃材料を定める件 (平成 12 年 5 月 30 日 建設省告示 1401 号)

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令 第 338 号) 第 1 条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

第 1 通常火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしている建築材

料は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間令 第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしているもの
 - 二 厚さが 9 ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが 0.6 ミリメートル以下のものに限る。）
 - 三 厚さが 15 ミリメートル以上の木毛セメント板
 - 四 厚さが 9 ミリメートル以上の硬質木片セメント板（かさ比重が 0.9 以上のものに限る。）
 - 五 厚さが 30 ミリメートル以上の木片セメント板（かさ比重が 0.5 以上のものに限る。）
 - 六 厚さが 6 ミリメートル以上のパルプセメント板
- 第 2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間令第 108 条の 2 第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。
- 一 不燃材料
 - 二 第 1 第二号から第六号までに定めるもの。

以上

【別表の附則】

1. 本別表は平成 12 年建設省告示第 1400 号ならびに告示第 1401 号に基づき作成し、告示の改正等に従い壁紙品質情報管理システム運営・実行委員会にて修正するものとする。
2. 本別表は平成 22 年 7 月 13 日から施行する。
3. 本別表の附則は、平成 22 年 7 月 13 日から施行する。
4. 本別表の改正は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

以上